

平成18年(ワ)第26596号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年4月17日

判 決

東京都

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

東京都新宿区大京町22番地8 プレール・ドゥーク新宿御苑1102号

(送達場所) 東京都

被 告 アドバントレード株式会社

同代表者代表清算人 野地

東京都

被 告 月形

東京都

被 告 平尾

東京都

被 告 大釜

東京都

被 告 林

福岡市中央区天神3丁目4番9号

被 告 株式会社グリッドコミュニケーションズ

同代表者代表取締役 後藤

福岡市

被 告 後藤

埼玉県

被 告 藤原

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して1056万円及びこれに対する被告アドバントレード株式会社につき平成18年12月11日から、同月形■につき同月10日から、同平尾■につき平成19年1月1日から、同大釜■につき平成18年12月7日から、同林■及び同株式会社グリッドコミュニケーションズにつき同月8日から、同後藤■につき同月11日から、同藤原■につき同月9日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 原告の請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、いわゆる未公開株式を売り付けられたことにより損害を被ったと主張して、取引を勧誘した会社及びその役員、従業員等並びに当該株式の発行会社及びその役員である被告らに対し、損害賠償を求める訴訟である。

1 争いのない事実等（後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実を含む。）

(1) 原告は、昭和24年生まれの女性である。

(2) 被告アドバントレード株式会社（以下「被告アドバントレード」という。）は、ベンチャーキャピタルへの投資等を目的とする会社であるが、平成18年8月28日に清算結了の登記がされた。なお、被告アドバントレードが証券取引法に基づく証券業の登録を受けたことはない。

後述する本件取引の当時、被告平尾■（以下「被告平尾」という。）は被告アドバントレードの代表取締役、同大釜■（以下「被告大釜」という。）及び同林

■ (以下「被告林」という。) はいずれも取締役、同藤原 ■ (以下「被告藤原」という。) は従業員（ベンチャー開発事業部次長）であった。また、被告月形 ■ (以下「被告月形」という。) は、統括本部長と称していたが、被告アドバントトレードの実質的な経営者であった。

(3) 被告株式会社グリッドコミュニケーションズ（平成18年9月4日に商号変更する前の旧商号は「株式会社ピーワールド」。以下「被告グリッド」という。）は、ポケットベル、携帯電話等の通信回線契約及び機器の販売等を目的とする株式会社である。被告グリッドの株式は、証券取引所への上場等がされていない、いわゆる未公開株式である。

被告後藤 ■ (以下「被告後藤」という。) は、後述する本件取引の当時から現在に至るまで、被告グリッドの代表取締役である。

(4) 原告は、被告藤原の勧誘を受けて、被告グリッドの株式9株を1080万円で買った（以下、この取引を「本件取引」という。）。ただし、その後、1株を返却し、120万円の返還を受けた。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告らの損害賠償責任の有無

（原告の主張）

ア 平成17年6月ころ、被告平尾、被告大釜、被告林及び被告月形は、共謀して、証券取引法上明らかに違法な未公開株商法を行って一般消費者から株式購入代金名下に金銭をだまし取ろうと企て、被告アドバントトレードを組織した。そして、被告後藤と共に、被告グリッドが、真実は大幅な債務超過状況にあり、株式の上場が到底見込めないにもかかわらず、あたかも数年後には必ず上場し、株式が購入価格を上回る価格になる旨の虚言を用いて、被告グリッドの株式を被告アドバントトレードを介して一般消費者に購入させるべく営業活動を開始した。

被告藤原は、原告に対し、「被告グリッドは平成18年の夏に必ず上場し、利益を得ることができる」旨の虚言を弄して、被告グリッドの株式の購入を勧誘した。

そして、同年2月ころまでの間に、その旨を誤信した原告をしてグリッドの株式9株を購入させ、株券と引換えに、その代金1080万円を交付させた。

同年3月ころ、被告月形が原告方を訪問し、1株分は解約するなどと告げて、1株の株券を持ち去るとともに、原告に120万円を交付した。

さらに、被告後藤は、同年4月ころ、原告に対し、被告グリッドは同年10月又は11月ころに上場する旨を告げた。

イ 株式取引を業として行うためには証券取引法による証券業の登録が必要であって、登録を受けていないにもかかわらず、証券取引を行う資格があるかのように装い、証券取引を行うと称して金銭の交付を受ける行為は、不法行為を構成するというべきである。殊に、未公開株式については、その評価が困難であり、公開される情報も少ないことから、登録を受けた通常の証券会社であっても、原則として、取引を勧誘することが禁じられている。未公開株商法により売り付けられる株式は客観的価格に比較して著しく高額であるのが通例であり、この点からしても暴利行為として公序良俗に違反する。

本件は、株式取引を業として行うことのできない被告らが、株式の上場可能性や適正価値を判断する能力のない原告に対し、上場可能性のない被告グリッドの株式を、あたかもすぐに上場して利益を確実に得ることができるかのような虚言を弄してその旨誤信させ、著しい高額で売り付け、株式の購入代金名下に金銭を騙取したものであり、取引秩序を逸脱するものとして違法であることは明らかである。

ウ 被告らは、本件取引につき、以下のとおり、それぞれ原告に対する損害賠償責任を負う。

(ア) ① 被告平尾、被告大釜、被告林及び被告月形は、違法な未公開株商法を業として行って一般消費者から金銭を騙取するために被告アドバントレードを組織したことが、② 被告藤原は、原告に対する具体的勧誘行為をしたことが、③ 被告後藤は、自己が代表者を務める被告グリッドの株式を一般消費者に対して販売させたことが、それぞれ不法行為に当たり、原告に対し連帯して損害を賠償すべき共同不

法行為責任（同法719条1項）を負う。

(イ) 被告アドバントレード及び被告グリッドは、その余の被告らの共謀によって組織された営業方針、営業姿勢に由来する構造的現象として違法行為をしたものであって、その余の被告らの行為につき使用者責任（民法715条1項）を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負う。また、被告月形は、被告アドバントレードの実質的な経営者として、従業員の行為につき使用者責任（同条1項、2項）を負う。さらに、被告グリッドは、代表取締役である被告後藤の行為についての損害賠償責任（同法44条1項）も負っている。

(ウ) 被告平尾及び被告後藤は、それぞれ被告アドバントレード及び被告グリッドの代表取締役として、適法かつ適正に業務を遂行すべきであるにもかかわらず、重大な過失により任務を懈怠し、業務監督義務を尽くさなかつたものとして、原告に対する損害賠償責任（会社法429条1項）を負う。また、被告大釜及び被告林は、被告アドバントレードの取締役として、その業務遂行を監督すべき義務を負うところ、同被告が組織的構造的に違法行為をしていたにもかかわらず、何らの是正措置も講じなかつたのであるから、重大な過失により任務を懈怠し、監督義務を尽くさなかつたものとして、原告に対する損害賠償責任（同前）を負う。

（被告アドバントレード及び被告月形の主張）

被告グリッドは、平成17年4月に訴外N社を引受人とする新株発行により1億円を増資し、さらに、同年6月ころ、社内に上場準備室を設けるなどして株式上場に向けた手続を開始し、その後も最大限の企業努力を重ねている。

被告アドバントレードは、N社から、被告グリッドの株式が上場されたときの株価は1株200万円を下ることはない旨の被告後藤の話を聞き、上記新株発行に係る被告グリッドの株式を譲り受けた。原告に譲渡した株式は、その一部である。被告アドバントレードや被告月形は、原告に対し、被告後藤の上場に向けた決意表明等を伝えただけであって、虚偽の説明をした事実はない。また、原告も、自らが望んだとおり株主の地位を得たのである。

以上のとおり、本件取引は、通常行われている相対取引による株式の譲渡であつて、被告らが共謀して原告に対する不法行為をしたものではない。

(被告平尾の主張)

被告平尾は、野地■（被告アドバントレードの清算人）に頼まれて名前を貸しただけであり、会社に行ったこともないし、他の被告らとの面識もない。したがって、他の被告らと共に謀したことはなく、不法行為責任を負うものではない。

(被告大釜及び被告林の主張)

被告大釜及び被告林は、被告月形から、被告グリッドの株式の譲渡活動を行う新法人（被告アドバントレード）の取締役に就任してほしいとの要請を受け、報酬も悪くなかったので、これを承諾した。ただし、取締役として名前を貸しただけであって、収入が若干多いほかは、他の営業員と実質的な相違はなかった。そして、被告大釜及び被告林は、被告グリッドの代表者である被告後藤から、被告グリッドの株式の上場に関する話を聞き、その根拠も示されたので、安心して営業活動を開始したものであって、その行為に違法なところはない。

(被告グリッド及び被告後藤の主張)

被告グリッドは株式の店頭公開の準備をしており、これが不可能であったことはなく、その証拠として、主幹事証券会社の引受証、上場コンサルタントの契約書等を提出することができる。

また、本件取引につき、被告グリッド及び被告後藤がその余の被告らと共に謀した事実ではなく、原告が支払った代金が被告グリッドに入金されたこともない。

(被告藤原の主張)

被告藤原が原告に対して被告グリッドの株式を購入するよう勧誘行為をしたことは認める。しかし、被告藤原は、被告アドバントレードの実質的経営者であった被告月形の指示に基づき、会社の業務として通常の営業行為をしただけである。

また、被告藤原は、被告後藤から、被告グリッドの株式上場に関する話を聞き、その根拠も示されたので、安心して営業活動をしたのである。

したがって、被告藤原としては、本件取引は違法でないとの確信を持っており、万が一にも不法行為になるとすれば、経営陣が責任を負うべきであって、単なる従業員である被告藤原には責任はないと考える。

(2) 原告の損害

(原告の主張)

本件取引により、原告は、損金相当損害金として960万円、弁護士費用相当損害金として96万円の合計1056万円の損害を被った。

よって、原告は、被告らに対し、1056万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日（各被告につき本文第1項記載の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲1～4、乙イ1、乙ロ1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告アドバントレードは、昭和38年4月16日に設立された会社であるが、平成17年6月20日に本店が移転されるとともに、被告平尾が代表取締役に、被告大釜及び被告林が取締役に、それぞれ就任した。被告平尾、被告大釜及び被告林は、被告アドバントレードの実質的な経営者であった被告月形の要請を受けて、名目的な代表取締役又は取締役になったものであるが、いずれも被告アドバントレードから報酬を受領していた。

被告月形は、そのころ、被告大釜、被告林及び被告藤原に対し、被告アドバントレードの事業として被告グリッドの株式の譲渡を行う旨を述べ、その営業活動を行うよう指示した。

(2) 被告藤原は、平成17年6月ころ以降、原告に対し、被告グリッドの株式の購入を勧誘する電話をかけ、さらに、原告の自宅を訪問して、被告グリッドの株式

が平成18年の夏に上場されるので、これを購入すれば必ず利益を得ることができると述べ、その購入を勧誘した。原告は、この話を信じ、同年2月ころまでの間に、被告アドバントレードから被告グリッドの株式9株を購入し、その株券と引換えに、代金1080万円を交付した。

被告月形は、同年3月ころ、原告の自宅を訪問し、被告グリッドの仕事が早くなって上場がすぐにできるようになる、1株分は解約してあげるなどと述べた上、1株分の株券を原告から受け取り、原告に120万円を返還した。

被告後藤は、同年4月ころ、被告グリッドの説明会で、原告に対し、被告グリッドの株式は同年11月までに絶対に上場する旨を述べ、さらに、原告に電話をして同様の話をした。

(3) 被告グリッドは、平成9年に有限会社として設立され、平成10年に株式会社に組織変更されたものであり、モバイル向けコンテンツ提供サービス等を事業内容としている。その資本金は、平成17年4月までは4400万円であったが、同月、11月及び12月に増資が行われ、1億9400万円となった。

被告後藤は、平成17年7月ないし8月ころ、被告大釜、被告林や、被告藤原を含む被告アドバントレードの従業員らに対し、口頭及び文書で、被告グリッドの株式が上場されるというのは本当の話であって、株式を購入した人には上場時に必ず喜んでもらえる旨を述べた。

2 爭点(1)（被告らの損害賠償責任）について

上記事実関係によれば、以下のとおり、被告らは、本件取引により原告に生じた後記3の損害につき、各自賠償すべき責任を負うと解することができる。

(1) 被告藤原は、原告に対し、被告グリッドの株式が上場されることになるので、これを購入すれば必ず利益を得られると述べてその購入を勧誘し、原告をして金銭を交付させたものであるが、その発言内容は、事実に反するものであったと認められる（被告藤原が原告への勧誘を行った当時、被告グリッドの株式が上場される見込みであったと認めるに足りる証拠はない。なお、被告後藤は、被告本人兼被告グ

リッド代表者として、答弁書に、上場に関する資料を証拠として提出する旨を記載し、第1回口頭弁論期日でその旨を陳述したが、第2回口頭弁論期日以降は出頭せず、上記資料の提出もしない。)。

また、被告藤原が、被告月形の指示に従い、被告後藤の発言を信じて、営業活動を行ったものであるとしても、株式の上場や値上がりが確実であったことをうかがわせる客観的な証拠がない以上、被告藤原には、その発言内容が虚偽であったことにつき、少なくとも過失があると解すべきである。

したがって、被告藤原は原告に対して不法行為責任を負う。

(2) 被告アドバントレードは、被告藤原の使用者として、上記(1)の不法行為につき民法715条1項に基づく責任を負う。

(3) 被告月形は、被告アドバントレードの実質的経営者として、被告藤原を含む従業員を指揮監督し、上記(1)と同様の虚偽の事実を告げて被告グリッドの株式の購入を勧誘させることにより、組織的に違法な販売活動を行わせていたと推認することができる。このような被告月形の行為は、それ自体として原告に対する不法行為を構成すると解することが相当である。

(4) 上記(3)のとおり、被告アドバントレードにおいては組織的に違法な事業が行わされていたと推認されるところ、被告平尾は、その代表取締役でありながら、被告月形に経営を任せ、違法な事業活動を放置していたのであるから、代表取締役としての職務を行うについて重大な過失があったというべきである。したがって、被告平尾は、会社法429条1項の規定により、原告に生じた損害を賠償すべき責任を負う。この点に関し、被告平尾は名目的な代表取締役にすぎなかった旨を主張するが、自ら代表取締役への就任を承諾した以上、上記責任を免れるものではない。

また、被告大釜及び被告林は、被告アドバントレードの取締役でありながら、被告平尾及び被告月形の上記行為につき何ら是正措置を執らなかつたのであるから、取締役としての職務を行うについて重大な過失があり、被告平尾と同様の責任を負うものと考えられる。なお、被告大釜及び被告林が名目的な取締役であったとして

も、自ら就任を承諾し、報酬も受領していた以上、その責任が左右されることはないと解すべきである。

(5) 被告後藤は、被告藤原に対し、被告グリッドの株式が必ず上場される旨の虚偽の説明をし（説明内容を虚偽と解すべきことは、上記(1)のとおりである。）、被告藤原はこれに基づいて原告への勧誘を行ったと認められる。そうすると、被告後藤の行為は、被告藤原の不法行為に加担したものとして、不法行為を構成すると解すべきである。また、被告グリッドは、代表者である被告後藤の上記不法行為につき、民法44条1項の規定に基づく賠償責任を負うと認められる。

3 争点(2)（原告の損害）について

(1) 上記事実関係によれば、原告は、被告藤原に対して1080万円を交付し、その後に被告月形から返還された120万円を除く960万円の返還を受けていないことが認められる。また、原告が被告グリッドの株券を保有するとしても、これに財産的価値のあることの立証はないから、上記960万円が本件取引により原告が被った損害であると認めることができる。

(2) 本件取引の態様、本件訴訟の経過その他本件の諸事情を総合すると、被告らの行為と相当因果関係があり、被告らに負担させるのが相当な弁護士費用の額は、96万円であると認められる。

(3) したがって、原告は、被告らに対し、1056万円及びこれに対する不法行為の後であり、訴状送達の日の翌日である主文第1項記載の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を各自支払うよう求めることができる。

4 以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第39部

裁 判 官 長 谷 川 浩 二

これは正本である。

平成19年5月22日

東京地方裁判所民事第39部

裁判所書記官 中島祥文

